

## 滋賀県国民健康保険診療施設協議会規約

制定 平成 21 年 7 月 11 日

改正 平成 24 年 5 月 19 日

平成 25 年 6 月 15 日

平成 30 年 5 月 12 日

### 第 1 章 総 則

(目的)

**第 1 条** この協議会は、治療と予防の一体的運営を地域医療の分野に実現し、国民保健の向上に寄与するとともに、国民健康保険診療施設の機能の充実強化と地域医療に関する医学の向上、並びに施設の運営管理の合理化を図り、もって地域社会における地域包括医療・ケアの推進に寄与することを目的とする。

(名称)

**第 2 条** この協議会の名称は、滋賀県国民健康保険診療施設協議会と称する。

(事務所の所在地)

**第 3 条** この協議会の事務所は、大津市中央4丁目5番9号 滋賀県国民健康保険団体連合会に置く。

### 第 2 章 事 業

(事業)

**第 4 条** この協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 診療施設の地位向上に関すること。
- (2) 診療施設の経営管理に関すること。
- (3) 診療施設の医療技術の向上に関すること。
- (4) 診療施設に勤務する職員の資質向上に関すること。
- (5) 診療施設の相互連携に関すること。
- (6) 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「国診協」という。）との連携に関すること。
- (7) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業。

### 第 3 章 会 員

(会員)

**第 5 条** この協議会は、滋賀県内に診療施設を設置する市町長、診療施設の一部事務組合にあっては管理者（以下「開設者」という。）及び診療施設の医師又は歯科医師であって、その診療施設長・診療所長（以下「管理者」という。）とその職員（事務長等）並びに協議会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

2 会員になろうとする診療施設及び会員を脱会しようとする診療施設は、書面をもって、

この協議会に申し込まなければならない。

(会費)

**第6条** 会員は、毎年度、会費を納付しなければならない。

2 前項に規定する会費の額及び賦課方法については、別に定める。

#### **第4章 総会および理事会**

(総会および理事会)

**第7条** 総会は、毎年1回開催する。但し必要により臨時総会を開くことができる。

2 理事会は必要のつど随時に開催する。

3 総会・理事会の議長は会長があたる。

(総会の議決事項)

**第8条** 総会における議決事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算の決定に関すること。

(2) 事業報告及び決算の認定に関すること。

(3) 役員を選出に関すること。

(4) 会費の額及び賦課徴収に関すること。

(5) 財産の処分に関すること。

(6) その他、会長が必要と認めて附議した事項

(総会の成立)

**第9条** 総会は、会員のうち診療施設を代表する者の半数以上の出席がなければ成立しない。

#### **第5章 役員等**

(役員の数及び選出)

**第10条** この協議会に理事10名以内及び監事2名を置く。

2 理事及び監事は、総会において選出する。ただし、理事の中に滋賀県国民健康保険団体連合会副理事長の職にあるものを理事に充てる。なお、理事・監事のほかに顧問および名誉顧問を置くことができる。

(会長)

**第11条** 理事のうち1名を会長とし、理事がこれを互選する。

2 会長は、会務を総理する。

(副会長)

**第12条** 理事のうち1名を副会長とし、会長がこれを指名する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(常務理事)

**第13条** 理事のうち1名を常務理事とし、国保連合会副理事長の職にあるものを充てる。

(役員任期)

**第14条** 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

(最高顧問)

**第15条** この協議会に最高顧問を置く。

2 最高顧問は、開設者の中から1名を選出する。

3 最高顧問任期は2年とする。ただし、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

4 選任された最高顧問が、任期途中で退任した場合は、その後任者が残任期間において最高顧問の任につく。

(報酬及び費用弁償)

**第16条** 総会を除く役員会、監事会その他国診協の会議等に参加する役員、事務局の職員に支給する旅費は、滋賀県国民健康保険団体連合会職員旅費規則を準用する。

2 前項の会議等に参加する役員(市町長及び医師)の日当については、前項の規定にかかわらず、1日5千円とする。

(事務局)

**第17条** この協議会の事務は滋賀県国民健康保険団体連合会があたるとする。

(専門部会の設置)

**第18条** 協議会の事業運営を有効適切、かつ円滑に行うため、専門部会を設けることができる。

## 第6章 国診協との連携

(国診協との連携)

**第19条** この協議会は、国診協が推進する地域包括医療・ケア推進に関し、必要な連絡・連携機能の窓口になるものとする。

2 前項の目的を達成するために、国診協が制定する会費を徴収するものとする。

3 国診協都道府県協議会における代表は、本協議会の会長が務める。

4 本協議会の役員は、国診協の役員を兼務することができる。

## 第7章 規約の変更

(規約の変更)

**第20条** この規約を変更しようとするときは、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 業務の執行及び会計

(会計年度)

**第21条** この協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終るものとする。

## 第9章 雑 則

**第22条** この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成21年7月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この規約施行前に、滋賀県国民健康保険診療施設運営協議会規程（昭和33年5月2日制定）、滋賀県国保医学会規約（昭和46年4月1日制定）に定める会員は、第5条第2項の規定にかかわらず会員とみなす。

### 附 則

この規約は、平成24年5月19日より施行する。

この規約は、平成25年6月15日より施行する。

この規約は、平成30年5月12日より施行する。